告示

金融庁
財務省
○法務省告示第二号

社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四十四条第一項第十三号の規定に基づき、社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件（平成十五年法務省告示第三号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十九日

金融庁長官　森　信親
法務大臣　岩城　光英
財務大臣　麻生　太郎

金融庁
法務省
財務省

「バンク・オブ・ニューヨーク・メロン　アメリカ合衆国　ニューヨーク州　ニューヨーク市　ウォール一トリート」を「バンク・オブ・ニューヨーク・メロン　アメリカ合衆国　ニューヨーク州　ニューヨーク市　リトリート二百二十五」に改め、「シティバンク　インターナショナル　リミテッド　英国　ロンドン市　カナリー　ウォーフ　カナダ　スクエアー」を削り、「エルステ　グループ　バンク　オーストリア共和国　ウィーン市　アーゲー　グラーベン　二十一」を「エルステ　グループ　バンク　オーストリア共和国　ウィーン市　アム　ベルヴェデーレ　一」に改める。

○外務省告示第八十二号

平成二十七年十二月四日にキエフで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がウクライナ政府との間に行われた。

この交換公文は、平成二十八年三月四日に効力を生じた。

平成二十八年三月二十九日

外務大臣　岸田　文雄

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、ウクライナの経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とウクライナ政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　三百六十九億六千九百万円（三六、九六九、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、経済改革開発政策借款（第二期）として、ウクライナ閣僚会議行動計画の下での改革計画（以下「改革計画」という。）においてウクライナ政府を支援することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、ウクライナ政府に供与されることになる。

2(1)　借款は、ウクライナ政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、六年の据置期間の後十四年とする。

(b)　年間の利子率は、六箇月の貸出しに適用される適用可能なロンドン銀行間取引金利に〇・〇五パーセントを加えたものとする。

(c)　(b)にかかわらず、(b)に規定する利子率が〇・一パーセントよりも低い場合には、年間の利子率は〇・一パーセントとする。

(d)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後一年とする。

(2)　(1)(d)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3(1)　借款は、改革計画の実施を支援することを目的として、ウクライナ政府の権限のある当局が将来行う予算支出（両政府の関係当局間で合意する表に掲げる生産物のためのものを除く。）を対象として使用に供される。

(2)　(1)に規定する表は、両政府の関係当局間の合意によって修正することができる。

4　ウクライナ政府は、その指定する国家予算勘定に借款の円貨による支出額に等しい額をウクライナの通貨で振り替えるようにするための措置をとる。このようにして振り替えられた額は、ウクライナの国家予算に編入される。

5　ウクライナ政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

6　ウクライナ政府は、ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してウクライナにおいて課される全ての財政課徴金及び租税を免除する。

7　ウクライナ政府は、借款が適正に、かつ、専ら3(1)に規定する予算支出のために使用されることを確保するために必要な措置をとる。

8　ウクライナ政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　借款の使途及び改革計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　借款及び改革計画に関連するその他の情報

9　両政府は、この了解から、又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

○文部科学省告示第六十号

国立大学法人法施行規則（平成十五年文部科学省令第五十七号）第十三条第三項の規定に基づき、国立大学法人会計基準の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

文部科学大臣　馳　浩

国立大学法人会計基準の一部を改正する告示

国立大学法人会計基準（平成十六年文部科学省告示第三十七号）の一部を次のように改正する。

第12第2号(1)中「第97」を「第98」に、「第107」を「第108」に改め、同号(4)中「第95」を「第96」に、「関係法人長期借入金」を「関係法人長期貸付金」に改める。

第24(3)並びに第31第2号(3)及び(4)中「有価証券に係る」を「有価証券の」に改める。

第36第1号中「、又は」を「又は」に改める。

第52第3号(4)中「関係法人長期借入金」を「関係法人長期貸付金」に改める。

第55第2号中「有価証券に係る」を「有価証券の」に改める。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をウクライナ政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がその効力発生のために必要な国内手続を完了した旨のウクライナ政府からの書面による通告を日本国政府が受領した日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十五年十二月四日にキエフで

ウクライナ駐在
日本国特命全権大使　角茂樹

ウクライナ
首相　アルセニー・ヤツェニューク閣下

（ウクライナ側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、前記の了解をウクライナ政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がその効力発生のために必要な国内手続を完了した旨のウクライナ政府からの書面による通告を日本国政府が受領した日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十五年十二月四日にキエフで

ウクライナ
首相　アルセニー・ヤツェニューク閣下

ウクライナ駐在
日本国特命全権大使　角茂樹閣下